

障害者差別解消法における 合理的配慮について ～医療・介護現場の視点から～



日本医師会常任理事 江澤和彦



医師会組織



地域に密着

会員は、さまざまな診療科、専門性を持ち、
多くは、地域住民のかかりつけ医

市区町村：郡市区医師会

緊密な
連携

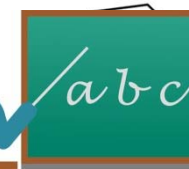
都道府県：都道府県医師会

緊密な
連携

国：日本医師会

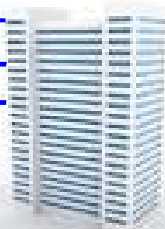
ヨコの広がり

医師会は、全国各地に存在。全国をカバー



医師の生涯研修などを実施

厚生労働省、都道府県庁、市区町村との協議、連携



合理的配慮の提供に係るこれまでの取り組み

- 障害者差別解消法の施行に向けた医療関係事業者等への周知について
(障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドラインの送付)
平成28年1月20日付(地Ⅲ212)
- 障害者差別解消法リーフレット(改訂版)及びポスターの送付について
平成28年4月1日付(地Ⅲ1)
- 「医療機関における障害者への合理的配慮 事例集」の周知啓発について
平成30年7月12日付(健Ⅱ77)

合理的配慮の提供に係るこれまでの取り組み

- 「身体障害者補助犬法」に基づく身体障害者補助犬を同伴する身体障害者の受け入れについて（ポスター、パンフレットの送付）

平成15年10月15日付日医発第575号（地Ⅲ167）

- 身体障害者補助犬同伴受け入れマニュアル（医療機関編）の送付について

平成16年5月7日付日医発第133号（地Ⅲ18）

- 身体障害者補助犬の受け入れに関する医療機関向けリーフレット等配布への協力について

平成26年1月22日付（地Ⅲ197）

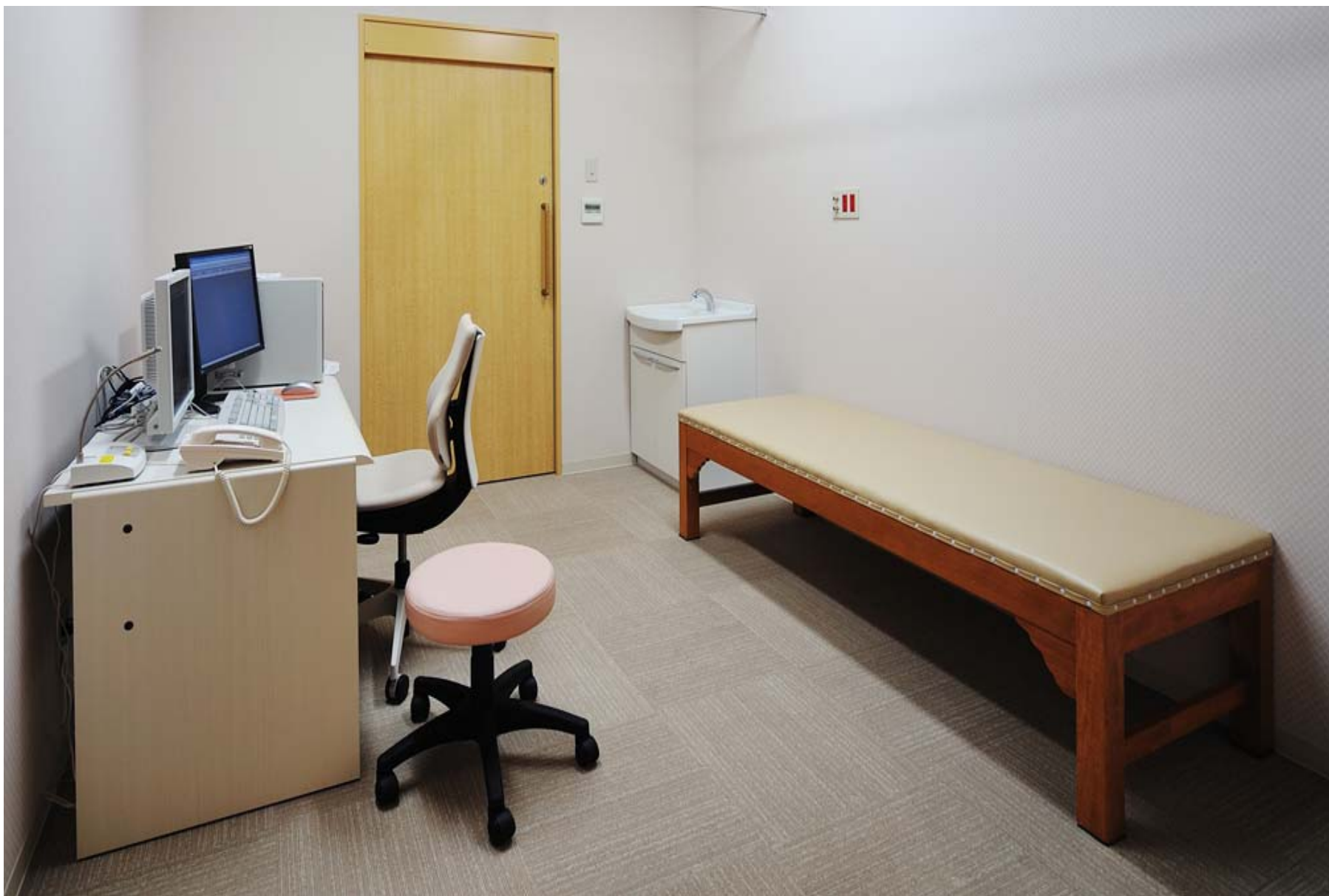
合理的配慮について

- 合理的配慮は、万人共通の「人」としての良心的振る舞いであり、本質は『思いやりの配慮』ではないか
- 包摂的社会・共生社会においても不可欠の視点
- 「法律」ではなく「倫理」
- 医療・介護は、相手の立場に立ち共感出来るかが極めて重要
- ACP（アドバンス・ケア・プランニング）は意思を尊重するための事前の話し合い

医療・介護現場の視点から

- 新たなハードの改修よりもソフトサービスの充実
- ハードはソフトをカバー出来ないが、ソフトはハードをカバー出来る！
- 実態を踏まえた義務化の取り扱い
- 障害者と事業所の建設的議論の場の設置
- 好事例の共有・スキルアップ研修・意思を把握する気づき

- 障害者差別解消法の理念を実現していくには、国民一人ひとりの障害に対する理解と適切な配慮が不可欠であり、差別と解される事例についても、お互いの意思疎通不足や理解の不足が起因していると思われることも見受けられます。
- 法に定められたから義務としてやるという姿勢ではなく、事業者や障害者が歩み寄り理解を深めていくことが、差別解消の第一歩につながると考えられます。



倉敷スイートホスピタル 外来診察室



倉敷スイートホテル 病室内自立支援型トイレ



倉敷スイートホテル 病室内自立支援型トイレ

排泄

トイレで排泄・恥ずかしくない排泄

- 一斉一律のトイレ誘導・オムツ交換の排除
(データ・アセスメントによる個別ケア)
- 排泄のプライバシーを守る



介護老人保健施設ペあれんと【ユニット内洗面手洗い】9

特浴 → ひのき風呂の個浴へ

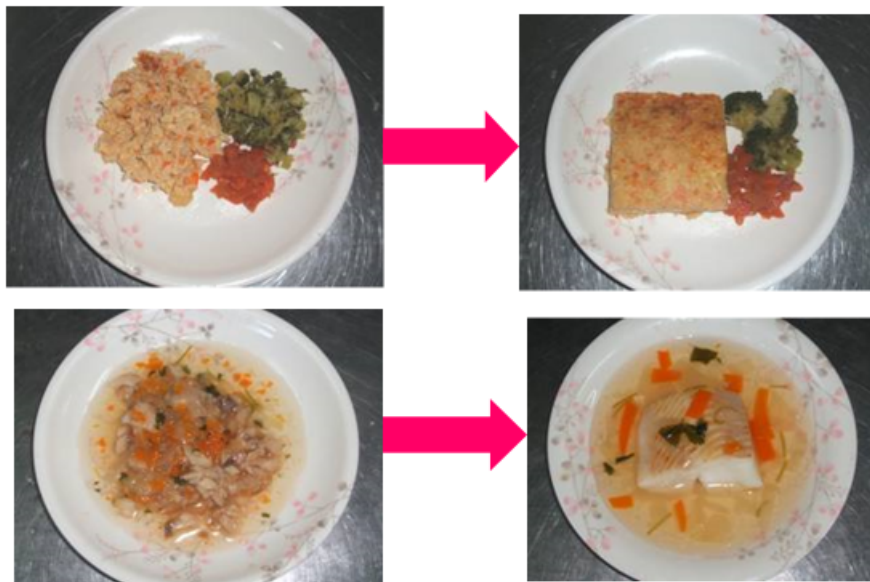


宇部記念病院介護医療院



宇部記念病院介護医療院 病室

きざみ食 から ソフト食 へ



ソフト食



お誕生日食



オーダーメイドチェア